

課 名：建築都市部建築指導課
内 線：4678
担 当：衣川、河原畑

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：
太宰府市水城2-31-13
株式会社山友建設
- 指名停止の期間：
令和7年7月22日 ～ 令和7年9月21日（2ヵ月間）
- 事実概要：
株式会社山友建設は、太宰府市発注の土木工事において、三次下請業者及び四次下請業者が工事現場で作業していたことを現認しながら、当該業者が必要な建設業の許可を有していないことを確認せず、二次下請業者までしかいないとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。
以上のことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するため、監督処分（営業停止7日間）を受けた。
- 指名停止の理由：
「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当することから、指名停止2ヶ月間とする。

【建設業法第28条第1項】

(指示及び営業の停止)

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（略）に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

【指名停止措置要綱 別表その2第11号】

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内